【規程番号　神女短Ⅳ－001】

神戸女子短期大学学長任用規程

（目　的）

第１条　神戸女子短期大学学長任用に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（選　考）

第２条　学長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。

(1) 学長の任期が満了したとき。

(2) 学長が欠員となったとき。

（資　質）

第３条　学長は、人格、学識に優れ、本学の建学の精神を体得しうる人物で、大学における教育研究についての経験者又は理解者でなければならない。

（任　用）

第４条　学長は理事会において選考し、理事長が任命する。理事会は、選考に当たり、次期学長に求める職務及び学長像を公表し、これに沿った選考を行う。

２　理事長は、任用に当たり教授会の意見を聴くことができる。

（任　期）

第５条　学長の任期は４年とする。再任は１回に限り可能とし、再任された場合の任期は２年とする。ただし、学長退任後、期間を空けて新任されることは妨げない。

２　学長が欠員となったときの後任学長の任期は、原則として前任学長の残任期間とする。ただし、理事会において４年を限度として別に定めることができる。

３　学長が任期満了又は欠員となり、後任学長が選任されるまでは、副学長が学長の職務を代行する。

（適用除外）

第６条　学長については就業規則第 29 条第１項第５号の規定は適用しない。

（評　価）

第７条　理事会は、毎年度学長の職務執行状況を評価する。

２　監事は学長の学校運営について、監査を通じて評価を行う。

（解　任）

第８条　理事会は学長が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の４分の３以上出席した理事会において、理事総数の４分の３以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務執行状況が著しく不良のとき

(2) 法令の規定又は学内規程に著しく違反したとき

(3) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき

(4) 職務上の義務に著しく違反したとき

(5) 学長たるにふさわしくない重大な非行があったとき

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行する。